

令和7年度

府有地売払い（一般競争入札）のご案内



京 都 府

総務部 府有資産活用課

目 次

▶	はじめに	1
	令和7年度 売払い物件一覧表	
▶	府有地売払い（一般競争入札）のながれ	2
1	申込み手続	3～6
	申込書等記入例	7～10
2	現地説明会	11
3	入札	12～16
4	契約の締結	17
5	売買代金の支払い	17
6	所有権の移転登記	18
▶	令和7年度 府有財産売払入札要綱	19～24
▶	府有財産売買契約書（案）	25～27
▶	物件調書	28～44
▶	申込書	45
▶	役員等一覧表	47
▶	誓約書	49
▶	委任状	51
▶	現地説明会参加申込書	53
▶	入札書記入例	55
▶	お問い合わせ先・受付	56

〔 は じ め に 〕

- 京都府では、このたび次の府有地を一般競争入札により売払いいたします。
- 一般競争入札による府有地の売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、京都府があらかじめ決めた価格(以下「予定価格」という。)以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。
- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
この「案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。

【 令和7年度 売払い物件一覧表 】

物件 番号	物件所在地	土地	建物	予定価格	入札日時・入札会場
1	京都市左京区大原大長 瀬町 183 番 1	183.50 m ²	無	855 千円	令和7年11月26日(水) 午前11時 京都府庁第3号館 地下1階 講堂
2	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52	884.00 m ²	有 延べ床面積 385.32 m ²	10 千円	

※ 都合により入札を中止する場合があります。中止の場合は、入札中止の公告を京都府ホームページにおいて行います。

※ 入札当日の受付は、午前10時から行います。受付は、早めにお済ませいただきますようご協力をお願いします。

府有地売払い（一般競争入札）のながれ

1 申込み手続（3～10P）

（1）郵送申込受付期間

令和7年9月18日（木）～令和7年10月31日（金）必着

（2）持参申込受付期間

令和7年9月18日（木）～令和7年10月31日（金）午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 現地説明会（11P）

令和7年10月7日（火）

物件所在地で行います。

3 入札（12～16P）

（1）物件番号1～2

○日時：令和7年11月26日（水）午前11時

○会場：京都府庁第3号館地下1階 講堂

（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）（13P）

※ 入札に際しては、**入札保証金の事前納付をお願いします。**（14P）

4 契約の締結（17P）

- ・落札された方は、落札の決定を留保した場合を除き、令和7年12月16日（火）までに契約を締結してください。
- ・落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知します。
- ・売買契約書（京都府保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

5 売買代金の支払い（17P）

契約締結までに、契約保証金（落札額の100分の10に相当する額）を納付し、令和8年1月14日（水）までに残りの売買代金を納付してください。

※入札保証金は、契約保証金の一部に、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は、売買代金の一部と対当額で相殺され、京都府に帰属するものとします。

6 所有権の移転登記（18P）

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

登記の手続は、京都府が行います。

登録免許税等、所有権の移転に要するすべての費用は、落札者の負担となります。

1 申込み手続

申込用紙の配布

- 期 間 ・ 令和7年9月18日（木）から令和7年10月31日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 場 所 ・ 京都府庁（府有資産活用課）
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第2号館6階）
府有資産活用課ホームページからダウンロードできます。
＜令和7年度府有地売払い一般競争入札のご案内＞
<https://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/202511nyuusatsukoukoku.html>
（京都府ホームページからもアクセス可）
 - ・ 各広域振興局総合庁舎（府内11箇所）
 - ・ 府税事務所（府内2箇所）

申込資格

- ・ 入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる【申込みのできない方】に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。
- ・ 申込みをされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- ・ 2名以上の共有名義で参加することもできます。

【申込みのできない方】（次の1から8までのいずれかに該当する方は、申込みできません。）

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 京都府税の滞納をしている者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法という。」）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - (1) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- 4 前記3に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- 5 地方自治法第238条の3第1項に定められた公有財産に関する事務に従事する京都府の職員
- 6 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 7 令和7年度府有財産売払入札要綱の内容を承諾せず、遵守できない者
- 8 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

申込方法

- ※1 申込みの方法は、持参と郵送の2通りがあります。
- ※2 申込書の記入は、7～10ページを参照してください。

1 必要書類

- ・ 申込書（45ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・ 住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）ただし、法人の場合は、登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表（47ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・ 誓約書（49ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・ 府税納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ・ 印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ・ 返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460円分の切手を貼付したもの）

2 申込期間

令和7年9月18日（木）～令和7年10月31日（金）

3 申込方法

(1) 持参

平日の午前9時から午後5時までに持参すること。（正午から午後1時までを除く。）

(2) 郵送

必ず「簡易書留」で郵送するとともに、申込期間内に**必着**とすること。

4 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁第2号館6階）
京都府総務部府有資産活用課
電話 075-414-5434 FAX 075-414-5399

5 その他

次のいずれかに該当する申込みは受け付けできませんので、ご注意ください。

- (1) 申込期間を過ぎてから本府に到達したもの
- (2) 申込書、役員等一覧表及び誓約書の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの
- (3) 申込に必要な添付書類が不足しているもの
- (4) どの物件の入札に参加希望なのか不明瞭なもの

< 様 式 >

令和7年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒 ）
（ 所 在 地 ）

ふ り が な
氏 名

（法人名及び代表者名）
電話番号

□

（印鑑証明印）

【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所（〒 ）

ふ り が な
氏 名

□

（印鑑証明印）

共 有 者 住 所（〒 ）

ふ り が な
氏 名

□

（印鑑証明印）

次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
1	京都市左京区大原大長瀬町 183 番 1	令和7年11月26日（水）	午前11時
2	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52		

< 添付書類 > ・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）
ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、
役員等一覧表〔別紙様式〕
・誓約書〔別紙様式〕
・府税納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

役員等一覧表

照会番号

法 人 名			
代 表 者			
所 在 地			
役職名	氏 名	性別	生年月日
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

〈様式〉 《記入例》 個人の場合

令和7年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒〇〇〇-〇〇〇〇）
（ 所 在 地 ） 京 都 市 〇 〇 区 △ △ 町 1 - 2 - 3

氏 名 京 都 太 郎

（法人名及び代表者名）

電話番号 〇 7 5 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇



【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所（〒 - ）

氏 名

□
(印鑑証明印)

共 有 者 住 所（〒 - ）

氏 名

□
(印鑑証明印)

次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
①	京都市左京区大原大長瀬町 183 番 1	令和7年11月26日（水）	午前11時
2	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52		

＜添付書類＞・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）

ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表【別紙様式】

・誓約書【別紙様式】

・府税納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

〈様式〉 《記入例》法人で、複数物件に申し込む場合
令和7年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所 (〒○○○-○○○○)
(所 在 地) 京 都 市 ○ ○ 区 △ △ 町 1 - 2 - 3
氏 名 ^{かぶしきがいしゃ} 株式会社 ^{まるさんかくふどうさん} ○ △ 不動産
(法人名及び代表者名) 代 表 取 締 役 社 長 ^{まるさんかくじろう} ○ △ 次 郎
電 話 番 号 0 7 5 - 0 0 0 - 0 0 0 0



【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所 (〒 -)

氏 名

□
(印鑑証明印)

共 有 者 住 所 (〒 -)

氏 名

□
(印鑑証明印)

次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
①	京都市左京区大原大長瀬町 183 番 1	令和7年11月26日(水)	午前11時
②	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52		

＜添付書類＞・住民票の写し(本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号(マイナンバー)は記載不要)

ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】(発行日から3ヶ月以内のもの)、役員等一覧表[別紙様式]

・誓約書[別紙様式]

・府税納税証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

・印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

ただし、法人の場合は印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

・返信用封筒(定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460円分の切手を貼付したもの)

※ 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印(印鑑登録されているものに限る。)を押印してください。

(注意) 受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

〈様式〉 《記入例》共有名義の場合

令和7年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

(所 在 地) 京 都 市 〇 〇 区 △ △ 町 1 - 2 - 3

氏 名 京 都 太 郎

(法人名及び代表者名)

電話番号 〇 7 5 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇



【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

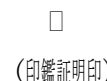
京 都 市 〇 〇 区 △ △ 町 1 - 2 - 3

氏 名 京 都 花 子



共 有 者 住 所 (〒 -)

氏 名



次の府有地売却一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
①	京都市左京区大原大長瀬町 183 番 1	令和7年11月26日（水）	午前11時
2	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52		

＜添付書類＞・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）

ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表 [別紙様式]

・誓約書 [別紙様式]

・府税納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

《記入例》

[別紙様式] (法人用)

役員等一覧表

照会番号

法 人 名	株式会社 ○○○○		
代 表 者	代表取締役 ○○ ○○		
所 在 地	○○市○○町○○番地		
役職名	氏 名	性別	生年月日
代表取締役	きょうと たろう 京都 太郎	男	明治・大正 25 年 5 月 13 日 昭和・平成
取締役	きょうと じろう 京都 次郎	男	明治・大正 30 年 2 月 12 日 昭和・平成
常務取締役	からすま いちろう 烏丸 一郎	男	明治・大正 35 年 12 月 20 日 昭和・平成
監査役	きょうと はなこ 京都 花子	女	明治・大正 40 年 8 月 9 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

2 現 地 説 明 会

物件の引渡しは現状のままで行いますので、事前に現地の確認をしてください。
なお、物件の現地説明会を以下のとおり行いますので、ご参加ください。

○ 場所及び日時

物件 番号	説明場所（物件所在地と同じ）	説明日時（各30分程度）	
1	京都市左京区大原大長瀬町 183 番 1	令和7年10月7日(火)	午前10時30分
2	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52	〃	午後2時30分

※ 駐車場を設けておりませんので、電車、バス等の公共交通機関をご利用いただくか、付近のコインパーキング等をご利用ください。

※ 現地説明会は、事前申込制とします。以下の申込期限までにお申し込みがない物件については、説明会を実施致しません。

○ 申込方法

現地説明会参加申込書（53ページ）に記載の上、メールまたはFAXでお申し込みください。

メールアドレス：huyushisan@pref.kyoto.lg.jp

F A X 番 号：075-414-5399

○ 申込期限

物件番号1～2：10月2日（木）午後5時

参考資料の閲覧

○日時 令和7年9月18日（木）から令和7年10月31日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

閲覧時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時

○場所 京都府総務部府有資産活用課（京都府庁第2号館6階）

※参考資料の複写はできません。

○閲覧可能資料

- ・登記事項証明書
- ・公図
- ・地積測量図
- ・建物図面（物件2のみ）

3 入 札

○ 入札日時及び会場 ※「入札会場案内図」（13ページ）を参照してください。

物件 番号	物 件 所 在 地	入 札 日 時 及 び 会 場
1	京都市左京区大原大長瀬町 183 番 1	令和7年11月26日（水）午前11時 京都府庁第3号館 地下1階 講堂
2	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52	

※ 駐車場の確保がありませんので、電車、バス等の公共交通機関をご利用ください。

新型コロナウイルス感染対策

5類への位置づけ変更に伴い、感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりますが、着用が効果的な場面でのマスク着用や、手洗い等の手指衛生など、有効とされる基本的な感染対策に引き続きご協力をよろしくお願いします。

受 付

- ・ 入札当日の受付は、**午前10時**から行います。
- ・ 入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませください。
- ・ 入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ・ 会場の都合により、入室できる方は、2名までとさせていただきますので、ご了承ください。

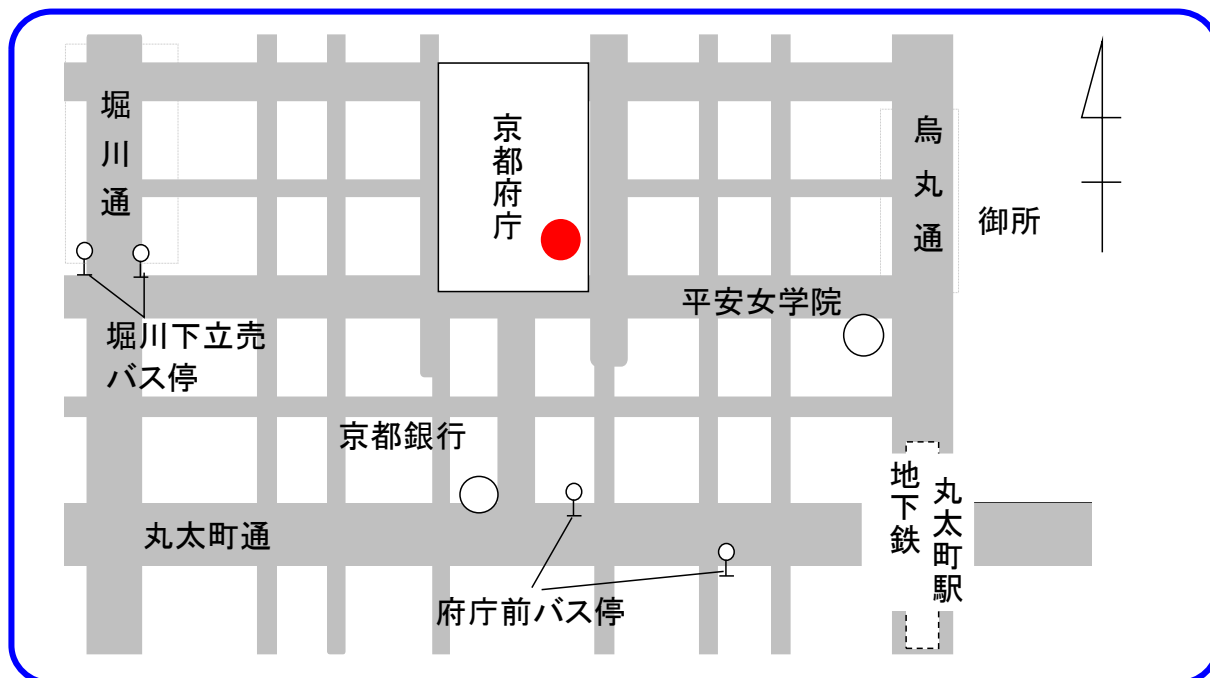
○ 当日に持参していただくもの

- (1) 令和7年度 一般競争入札申込書（参加証）（受付印が押印されたもの）
- (2) 入札保証金納付書控え（領収印が押印されているもの）（14ページを参照）
- (3) 委任状（代理人の方が参加される場合のみ）
本書に添付のもの（51ページ。コピー可）を使用して作成し、持参してください。
（代理人の印鑑登録証明書の添付不要）
- (4) 印鑑
 - 申込者本人が来場する場合
個人・法人ともに、令和7年度 一般競争入札申込書（参加証）に押印したものと同一印鑑を持参してください。（個人名義の場合は印鑑登録されている印鑑、法人の場合は代表者印（印鑑証明されているものに限る。））
 - 代理人が来場する場合
委任状に押印した代理人使用印と同じものを持参してください。
- (5) 筆記用具（黒のボールペン）
- (6) 本書（『令和7年度 府有地売払い（一般競争入札）のご案内ー』）

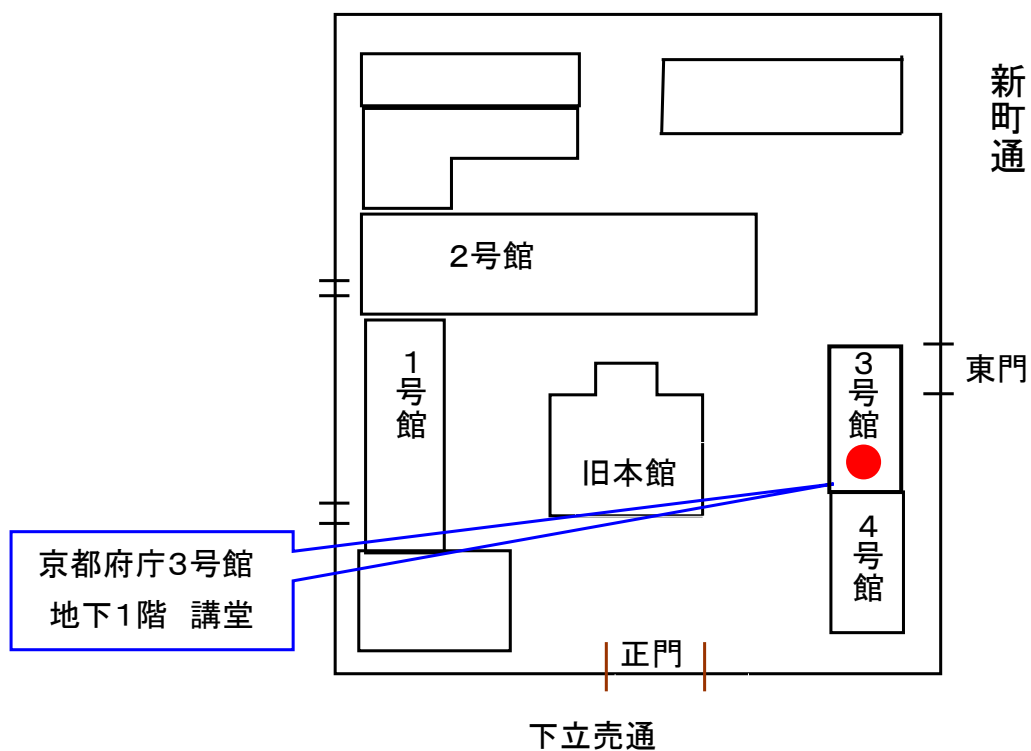
※提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

入札会場案内図

- ◆ 物件番号 1 ～ 2
 京都府庁第 3 号館 地下 1 階 講堂
 (京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)



(府庁内の拡大図)



入札保証金の納付

- 1 入札に参加される方には、入札当日の受付までに、入札保証金を納付していただく必要があります。
- 2 入札参加申込み締切後、京都府において資格審査をおこない、入札参加を受け付けた方に対して入札参加証とともに入札保証金の納付書を送付しますので、入札当日の受付までに金融機関にて納付の上、入札当日は納付書控え（領収印が押印されているもの）を持参してください。
- 3 入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分の5以上の額を納付してください。
- 4 予定価格（1ページ及び物件調書に記載）を下回る額の入札は無効になりますので、それを見越したうえで、〔例〕のように、必要な金額を納付するようにしてください。

〔例〕

（予定価格）

99,000,000円

（入札しようとする金額）

（入札保証金）

$$100,000,000円 \times \frac{5}{100} = 5,000,000円以上$$

- 5 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後にお送りする還付請求書が提出され次第、京都府会計規則に基づき速やかに還付手続き行いますが請求書の提出から還付まで2～3週間かかりますのでご承知おきください。

落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当するものとします。

なお、入札保証金には利息を付しません。

- 6 落札決定を留保した場合^{（注）}は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。

ただし、開札後、入札参加者から落札者決定前に、別途「入札辞退届」が提出された場合には、入札保証金を返還します。

（注） 府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が、令和7年度 府有財産売払入札要綱（以下「入札要綱」という。）第3(3)及び(4)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きを実施しますが、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、落札者の決定を留保します。

- 7 落札者が落札物件の売買契約を締結しない場合（落札後、入札要綱第3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金とさせていただき、お返しいたしません。

入札に当たっての注意事項

- 1 入札書は、入札当日にお渡しいたします。
- 2 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑（個人、法人とも印鑑登録されているものに限ります。）を押印してください。

代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。

- 3 入札書への金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 4 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 **次のいずれかに該当する入札は無効とします。**

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、京都府の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (15) 入札要綱に違反した入札

開札、落札者の決定

- 1 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、**京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格**をもって入札した方を落札者とします。

ただし、府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が入札要綱第3(3)及び(4)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。
 - (2) (1)に該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

ただし、当該くじ引きにより決定した落札候補者が入札要綱第3(3)及び(4)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、落札者の決定を留保します。
- 3 落札者の決定後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、入札者にお知らせします。

また、落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区分別を京都府ホームページ等において公表します。

さらに、落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表します。

4 契約の締結

- 1 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
- 2 落札者は、落札の決定を留保した場合を除き、**令和7年12月16日（火）までに契約を締結してください。**
- 3 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
- 4 売買契約書(京都府保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- 5 落札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

5 売買代金の支払い

- 1 売買代金の支払い方法は、次のとおりです。
売買契約締結までに、契約保証金を納付し、令和8年1月14日（水）までに、残りの売買代金を納付してください。
 - ・ 契約書は、「府有財産売買契約書」を使用します。
 - ・ 契約締結までに契約保証金（売買代金の100分の10に相当する額）の支払いが必要です。
なお、入札保証金を契約保証金に充当しますので、差額をお支払いください。
 - ・ 売買代金の支払いに当たっては、契約保証金を売買代金の一部に充当しますので、差額をお支払いください。
 - ・ 契約締結後、差額の支払いが期限までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
- 2 **購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。**

6 所有権の移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- 2 所有権移転登記の手続は、京都府が行います。
- 3 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 4 登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担となります。
- 5 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

その他の注意事項

- 1 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び京都府、市町村の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- 2 (1) 落札者が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）*第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、落札者はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができます。
(2) 落札者が、消費者契約法第 2 条第 1 項に規定する消費者以外の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、京都府の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者が負担するものとします。
上記の場合においても、落札者は、前項の理由をもって契約の解除をすることができません。
- 3 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

※ 消費者契約法（抜粋）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

令和 7 年度 府有財産売払入札要綱

【入札物件】

第 1 売払いをする府有財産は、別掲（令和 7 年度府有地売払い物件一覧表）のとおりとする。

ただし、京都府の都合により途中で入札を中止することとした場合は、京都府ホームページにより中止の公告を行う。

2 本売払いは登記簿の面積（未登記の建物は京都府において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じて、売買代金の精算は行わない。

【参加申込み】

第 2 入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、所定の書類及び方法により、所定の期日までに参加の申込みを行わなければならない。

【入札参加資格を有しない者】

第 3 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 京都府税の滞納をしている者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注 役員等とは、「役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者」をいう。

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ロ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(ハ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 前記(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(5) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に定められた公有財産に関する事務に従事する京都府の職員

(6) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(7) 本入札要綱の内容を承諾せず、遵守できない者

(8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

【留意事項】

第 4 入札希望者は、この入札要綱、物件調書及び府有財産売買契約書の各条項並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。

- 2 入札、入札保証金及び契約保証金の納付並びに売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。

【物件の確認】

第5 現地説明及び参考資料の閲覧は、別掲の日時及び場所において行う。

- 2 入札希望者は、申込みの前に現地の確認を行うものとする。

【入札日時及び会場】

第6 入札は、別掲の日時及び場所において行う。

【入札保証金】

第7 入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は、入札執行当日の受付までに入札保証金として、入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）の額を納めなければならない。

【入札】

第8 入札は、入札当日に配付する所定の入札書により行う。

- 2 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、別掲の様式により委任状を提出しなければならない。

【入札書の書き方】

第9 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の実印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印するものとする。

- 2 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付けるものとする。

【入札書の書換え禁止等】

第10 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

【入札の無効事由】

第11 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、京都府の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (15) 本入札要綱に違反した入札

【開札】

第 12 開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

【落札者の決定方法】

第 13 落札者の決定は、次の方法による。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、府の予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者が、第 3 (3) 及び(4)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保する。当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- (2) (1)に該当する者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。
ただし、くじ引きにより決定した落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、落札者の決定を留保する。

【入札結果の公表】

- 第 14 開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び落札金額を入札者に知らせるものとする。
- 2 落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区分別を京都府ホームページにおいて公表する。
 - 3 落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表する。

【入札の変更等】

- 第 15 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- 2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

【入札保証金の還付等】

- 第 16 入札保証金は、落札者を除き、入札者から還付請求書が提出されたときは、京都府会計規則に基づき速やかに還付する。
- なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

【入札保証金の帰属】

- 第 17 落札者が契約を締結しない場合（落札後、本入札要綱第 3 に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金とし京都府に帰属するものとする。

※ 落札者が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合
【契約不適合の責任】

- 第 18 引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、京都府は、

落札者に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※ 落札者が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合

【契約不適合の責任】

第18 落札者は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

【契約の締結】

第19 京都府と落札者との売買契約は、令和7年12月16日（火）までに、京都府総務部府有資産活用課において、別添府有財産売買契約書に基づき締結するものとする。

なお、落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知する。

2 落札者は、府有財産売買契約書に基づき締結しようとするときは、契約締結までに売買代金の100分の10（1円未満切上げ。）に相当する額を契約保証金として納付し、令和8年1月14日（水）までに売買代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に充当し、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限り。）は売買代金の一部と対当額で相殺され、京都府に帰属するものとする。

3 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

【契約上の特約】

第20 落札者は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

2 京都府は、落札者の第1項に定める義務の履行を把握するため、必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。

3 京都府は、落札者の売買物件についての利用状況を把握するため、必要と認めるときは、落札者に売買物件の利用状況等の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えさせて報告をさせることができる。

4 落札者は、正当な理由なく第2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

5 落札者は、第1項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として京都府に支払わなければならない。

6 落札者は、第2項、第3項及び第4項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として京都府に支払わなければならない。

【契約保証金の帰属】

第21 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として京都府に帰属するものとする。

【所有権の移転時期】

第22 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。

2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

【落札者の譲渡制限】

第 23 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

【公租公課等】

第 24 落札物件の売買に係る売買契約書等作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

【遵守事項】

第 25 入札者は、本入札要綱のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

別掲内容

1 令和7年度府有地売払い物件一覧表

物件 番号	物 件 所 在 地	土地	建物	予定価格
1	京都市左京区大原大長瀬町 183 番 1	183.50 m ²	無	855 千円
2	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52	884.00 m ²	有 (延べ床面積 385.32 m ²)	10 千円

※ 都合により入札を中止する場合があります。中止の場合は、入札中止の公告を京都府ホームページにおいて行います。

2 現地説明会日時・場所

(1) 開催日時

令和7年10月7日(火)

物件番号1 午前10時30分から午前11時まで

物件番号2 午後2時30分から午後3時まで

(2) 場所

物件の所在地

3 参考資料閲覧日時・場所

○日時

令和7年9月18日(木)から令和7年10月31日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧時間：午前9時～正午

午後1時～午後5時

○場所

京都府総務部府有資産活用課(京都府庁第2号館6階)

・参考資料の複写はできません。

○閲覧可能資料

- ・登記事項証明書
- ・公図
- ・地積測量図
- ・建物図面(物件2のみ)

4 入札日時・場所一覧

物件 番号	物 件 所 在 地	入 札 日 及 び 会 場
1	京都市左京区大原大長瀬町 183 番 1	令和7年11月26日(水) 午前11時 京都府庁第3号館 地下1階 講堂
2	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52	

府 有 財 産 売 買 契 約 書

(収入印紙)

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所 在 地	区 分	数 量（公簿面積）

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

(売買代金の納付)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲が発行する納入通知書により、令和8年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金は売買代金の一部と対等額で相殺され、甲に帰属するものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

2 売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(風俗営業等の禁止)

第8条 乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第 9 条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第 1 項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第 10 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（1）第 8 条に定める義務に違反したときは、売買代金の 100 分の 30 に相当する金額

（2）前条に定める義務に違反したときは、売買代金の 100 分の 10 に相当する金額

2 前項の違約金は第 14 条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

※ 乙が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合

（危険負担）

第 11 条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

（契約不適合責任）

第 12 条 引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から 2 年間に限り民法（明治 20 年法律第 89 号）第 562 条から第 564 条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第 2 条第 1 項に規定する消費者以外の場合

（危険負担等）

第 11 条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときはその損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。

（契約不適合責任）

第 12 条 乙は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙から既に受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第16条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京 都 府
知 事

乙

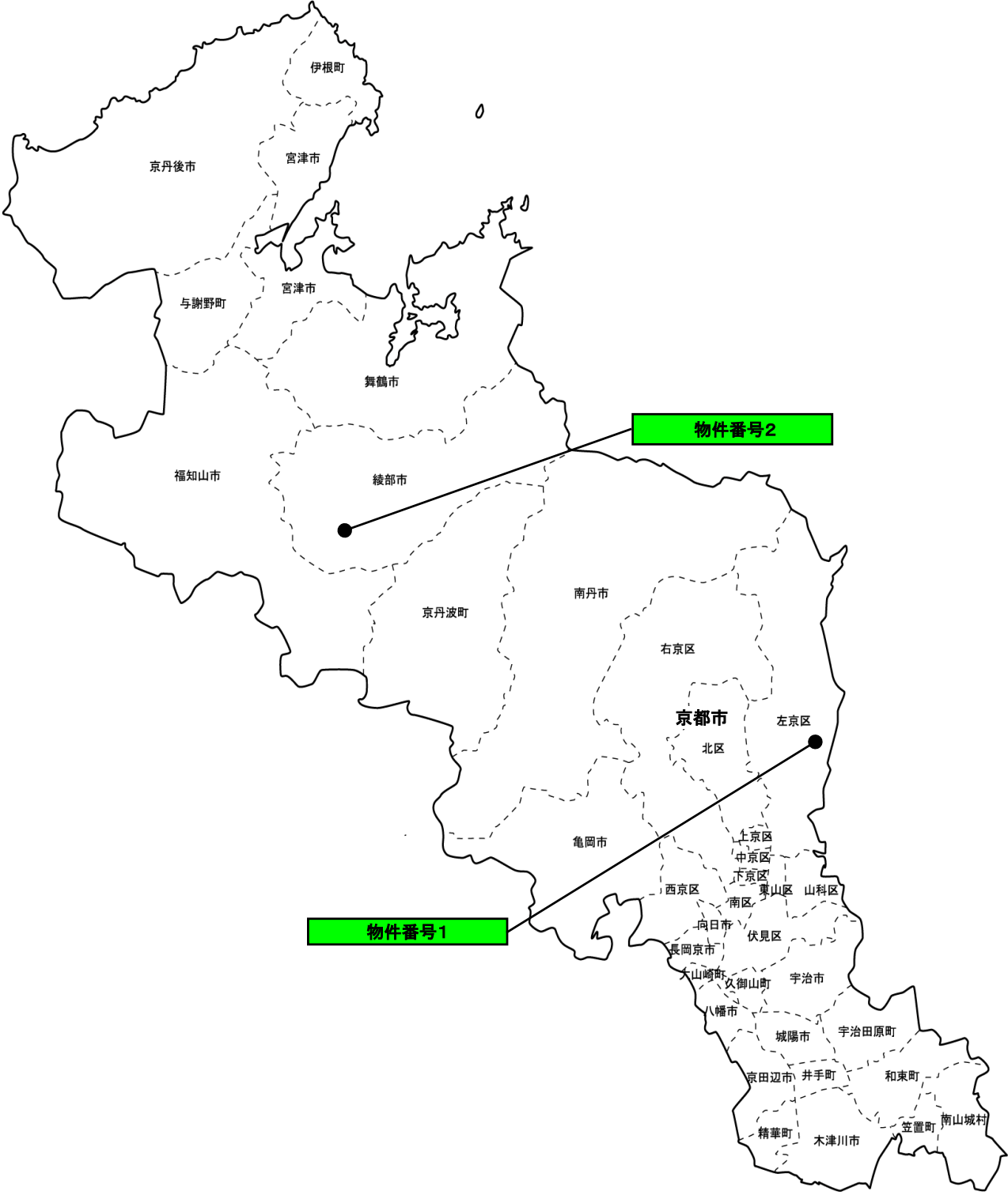
※本契約書は、物件調書と一体で綴じることとする。

物 件 調 書

※ この物件調書は、入札参加者が現地を確認される上での参考資料です。

府有地売払い物件位置図

京都府



物件調書

物件番号	1
------	---

予定価格	¥855,000
------	----------

所在地	京都府京都市左京区大原大長瀬町183番1
-----	----------------------

1 土地の概要						
面 積		登 記 簿	183.50㎡		地 目	宅地
		実 測	183.50㎡			
接面道路の状況		東側 市道 幅員 約3.9m ～ 約4.3m 舗装有 ほぼ等高に接面 北側 通路 幅員 約1.8m ～ 約2.3m 舗装有 約0.5m～約2.5m道路が低い				
地 勢 等		東側の平坦部分と西側の一段低い部分に分かれており、敷地内高低差があり、一部に凹地があるが樹木に覆われており詳細は不明。				
法令等による制限	都市計画区域	都市計画区域			区域区分	市街化調整区域
	用途地域	—				
	建 ぺ い 率	60%(風致地区により30%)			容積率	100%
	高度規制	—			防火指定	建築基準法第22条区域
	その他の規制	風致地区第2種地域(大原特別修景地域)、歴史的風土保存区域、遠景デザイン保全区域、屋外広告物規制区域第1種地域、宅地造成等工事規制区域、土砂災害警戒区域(北東端ごく一部が土砂災害特別警戒区域)等				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	—	
供給処理施設状況		利用可能な施設		配 管 等 の 状 況		事業所名 電話番号
	電 気	関西電力		前面道路沿い架空ケーブル有り		関西電力(株)コールセンター 0800-777-3081
	ガ ス	任意のプロパンガス取扱店		プロパンガス		—
	上 水 道	市営水道		東側100mm管・引込有り		京都市上下水道局給水工事事務所 北部担当075-841-3126
	下 水 道	公共下水		東側150mm管・引込なし (管理図面による)		きた下水道管路管理センター 075-801-7108
現地までの交通機関		鉄道	叡山電鉄叡山本線 八瀬比叡山口駅の北方			道路距離 約6.8km 徒歩圏外
		バス	京都バス 梅の宮前の東方			道路距離 約210m 徒歩約3分
公 共 施 設		市役所	左京区役所大原出張所 物件の北方			道路距離 約530m 徒歩約7分
		小学校	大原小中学校 物件の北方			道路距離 約530m 徒歩約7分
		中学校	同上			

備 考

- 1 本件土地には、法務局備え付けの地積測量図があり、土地の範囲は確定しています。
- 2 本件土地には雑草木が生い茂っており、現況では既設の境界標の一部を確認することができず、土地の範囲を正確に確認することはできません。また、雑草に覆われている部分に残置物等が存する可能性があります。
- 3 本件土地は市街化調整区域の指定を受けるため、建築物の建築等が厳しく制限されており、原則建築することができません。ただし、都市計画法に基づき許可等を受けることにより、建築等が認められる場合があります。詳しくは、京都市開発指導課(075-222-3558)へお問い合わせください。
- 4 本件土地の北側には高さ約2.5mの石積み擁壁があり、西側至近の擁壁は高さが4m程度あります。本件土地の北側を西方向へ流れる大長瀬谷川沿いには、相当な高さで急勾配を有する崖地が存在しています。これらの崖地は、京都市建築基準条例第7条(崖の付近の建築制限)の適用対象となる可能性があり、該当と判断された場合には、崖から一定距離内での建築が制限され、本件土地の相当部分がその制限範囲に含まれる可能性があります。詳しくは、京都市建築指導課(075-222-3620)へお問い合わせください。
- 5 本件土地は全体が2つの土砂災害警戒区域に含まれています。一つは北側大長瀬谷川沿いの崖地に崩壊の危険があるための指定(自然災害の種類:急傾斜地の崩壊、区域番号:あ1437-1)で、もう一つは大長瀬谷川沿いに土石流が生じる危険があるための指定(自然災害の種類:土石流、区域番号:あ066)です。なお、本件土地の北東端ごく一部は、土石流について土砂災害特別警戒区域の範囲に含まれます。
- 6 本件土地には、フェンス、擁壁等が存しています。擁壁の一部は石積み擁壁であり、表面はモルタル等で目地が埋められていますが、裏込めコンクリートの有無は不明です。また、擁壁について性能診断等を実施しておらず、構造的な安全性にリスクがあるものと考えられます。
- 7 本件土地の南側中央部にコンクリート壁で囲まれた凹地がありますが、樹木に覆われており詳細は不明です。
- 8 東側市道は幅員4m以上の部分が建築基準法第42条第1項第3号道路に指定されています。本件土地の南端が接面するあたりは幅員4m未満であり、建築基準法第42条第2項道路であるため、幅員4m未満の箇所については建物建築の際に道路中心線から2メートルのセットバックが必要です。
- 9 本件土地の北側および東側には、周辺地の樹木の枝が越境しており、また、本件土地上の樹木の枝が敷地外に越境しています。
- 10 本件土地の東側市道に下水道本管が埋設されていますが、図面上、本件土地への取付管はありません。
- 11 上水道、下水道の利用にあたっては、工事及び加入金、負担金等の支払いが必要になる場合があります。詳しくは、前記の事業所等へお問い合わせください。
- 12 本件土地は、敷地内の構築物、残存物、雑草木等を含め、現状有姿で引き渡します。登記簿の面積と実測面積に違いが生じても、売買代金の精算は行いません。
- 13 本件土地は、土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査を行っていません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、京都府は責任を負いません。
- 14 上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者又は関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、京都府は協議又は協議の結果について一切関与いたしません。

位置図

地理院タイルに現地、目標物等を追記して掲載



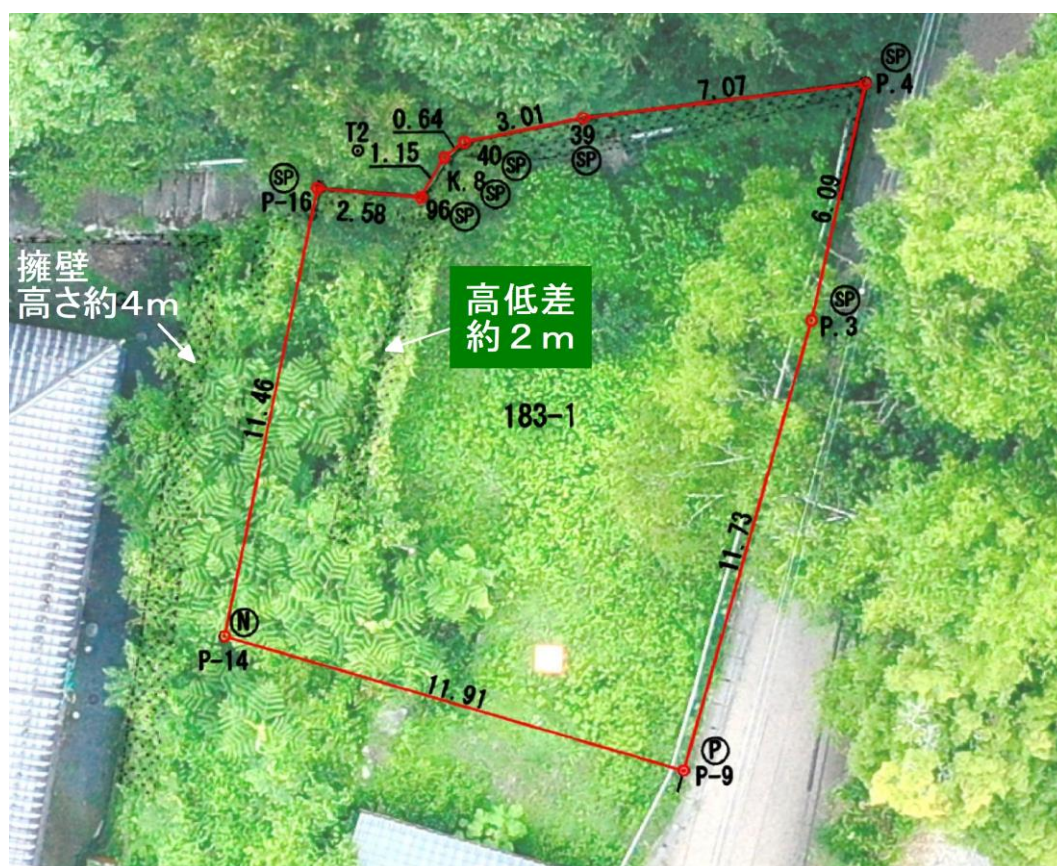
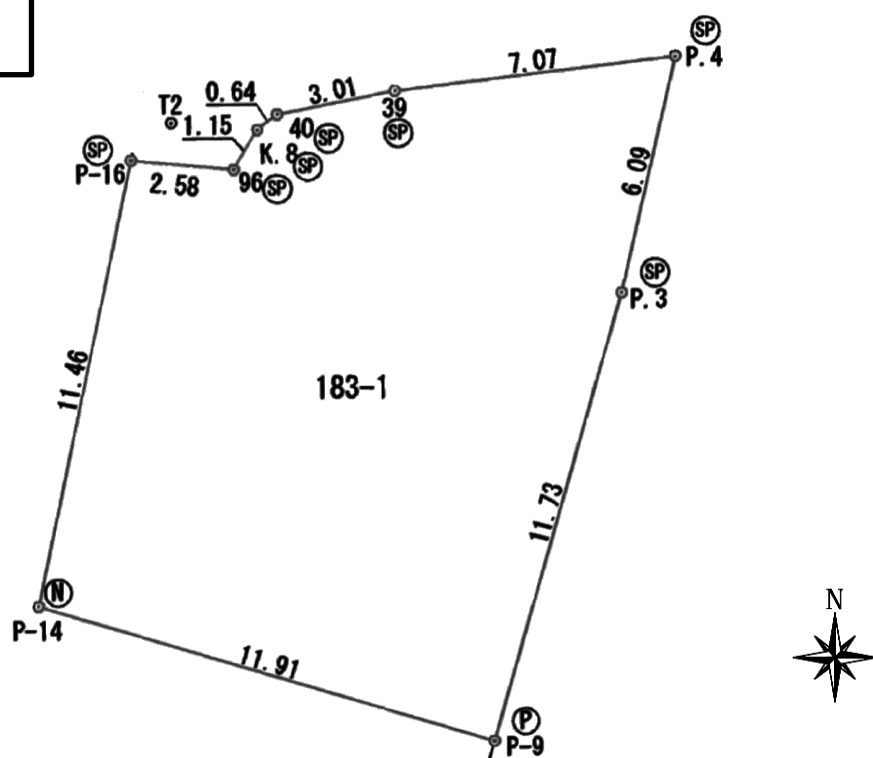
●広域図



●付近案内図



明 細 図



(当図は、空撮画像に、地積測量図を重ねたものであり、その位置及び縮尺については若干のズレが生じている可能性があります。)

物件の外観

北東側より撮影



南東側より撮影



物 件 調 書

物 件 番 号	2	予 定 価 格	¥10,000
---------	---	---------	---------

所 在 地	京都府綾部市上延町蛭子37番47、37番51、37番52
-------	------------------------------

1 土地の概要							
面 積		登 記 簿	884.00㎡		地 目	宅地・公衆用道路 (登記地目:雑種地)	
		実 測	884.97㎡				
接面道路の状況		【37番47】・・・南側画地(実測地積424.33㎡)					
		北西側	私道	幅員	4.0m	舗装 無	ほぼ等高に接面
		北東側	市道	幅員	3.6m	舗装 有	約1m～約4m低く接面
		南西側	市道	幅員	2.9m	舗装 有	ほぼ等高～約3m低く接面
		【37番51】・・・北側画地(実測地積316.00㎡)					
		南東側	私道	幅員	4.0m	舗装 無	ほぼ等高に接面
		北東側	市道	幅員	4.0m	舗装 有	ほぼ等高～約1.2m高く接面
		南西側	市道	幅員	4.0m	舗装 有	ほぼ等高に接面
		【37番52】・・・私道部分(実測地積144.64㎡)					
		南側画地及び北側画地が接面する私道の敷地					
地 勢 等		【37番47】・・・ほぼ平坦、やや不整形 【37番52】・・・ほぼ平坦、帯状画地 【37番51】・・・ほぼ平坦、ほぼ長方形					
法令等による制限	都市計画区域	非線引都市計画区域			区域区分	—	
	用途地域	第1種中高層住居専用地域					
	建 ぺ い 率	60%			容積率	200%	
	高度規制	—			防火指定	建築基準法第22条区域	
	その他の規制	土砂災害警戒区域、居住誘導区域(まちなか居住エリア)、綾部市まちづくり条例等					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	有	負担の内容	37番52の全部が位置指定道路(建築基準法42条1項5号)の敷地となっている。		
供給処理施設状況		利用可能な施設		配 管 等 の 状 況		事業所名 電 話 番 号	
	電 気	関西電力		前面道路沿い架空ケーブル有り		関西電力(株)コールセンター 0800-777-3081	
	ガ ス	任意のプロパンガス取扱店		プロパンガス		—	
	上 水 道	市営水道		37番52土地及び他の接面道路に75mm管・引込有り		綾部市上下水道部上水道課 0773-42-1815	
	下 水 道	公共下水		北東側200mm管・南西側200mm管・接続有り		綾部市上下水道部下水道課 0773-42-3280	
現地までの交通機関		鉄 道	JR山陰本線・舞鶴線 綾部駅の南西方			道路距離 約1.8km 徒歩約23分	
		バ ス	あやバス 上延町八反の南東方			道路距離 約650m 徒歩約9分	
公 共 施 設		市役所	綾部市役所 物件の東方			道路距離 約2.5km 徒歩圏外	
		小学校	中筋小学校 物件の北西方			道路距離 約1.3km 徒歩約17分	
		中学校	綾部中学校 物件の北東方			道路距離 約950m 徒歩約12分	

備 考

- 1 本件土地には、法務局備え付けの地積測量図があり、土地の範囲は確定しています。
- 2 本件土地は登記地目が雑種地となっているため、登記地積は小数点以下を切り捨てており、実測地積と登記地積が異なります。
- 3 本件土地のうち、37番47(南側画地)及び37番51(北側画地)は有効宅地、37番52は私道部分となっています。
- 4 37番52(私道部分)は南側画地と北側画地がそれぞれ接面する未舗装の位置指定道路(指定番号:第1544号、指定の年月日:昭和46年12月27日、幅員4.00m)です。北東側と南西側で接続する市道の一部とあわせて道路位置指定を受けており、上水道本管が埋設されているため、私道廃止の可能性は低いものと考えられます。当該私道を周辺住民が利用しているかは不明です。また、私道部分は建築基準法に基づく道路内の建築制限を受けます。
- 5 道路位置指定申請時の図面を見ると、37番52(私道部分)西端には南北両側に隅切りがありますが、現況は北側にしか隅切りがありません。現状に至る経緯は不明であり、隅切りを復元する必要性等については京都府中丹東土木事務所建築住宅課(電話0773-42-8785)へお問い合わせください。
- 6 37番51(北側画地)は三辺が建築基準法上の道路に接面する三方路面地です。
37番47(南側画地)は北西側で建築基準法上の道路(私道部分)に接面しますが、北東側市道は建築基準法上非道路で、南西側市道は未判定道路であり、また、北西側私道以外とは高低差があって、通行可能部分との間に法面が介在しているため、実態としては中間画地となっています。
- 7 現況では既設の境界標の一部を確認することができず、土地の範囲を正確に確認することはできません。また、雑草に覆われている部分に残置物等が存する可能性があります。
- 8 本件土地には、後記建物のほか、金属フェンス、下屋、コンクリートブロックまたは間知ブロックの擁壁等があります。擁壁は施工時期が古く、コンクリートブロックには割れている箇所があり、擁壁の構造は不詳で強度が不足している可能性があります。性能診断等は未実施です。
- 9 37番51(北側画地)の西端には、関西電力株式会社および西日本電信電話株式会社が使用している電柱や支線などが設置されており、周辺土地への電気引込に利用されています。現在は各事業者から京都府へ使用料が支払われていますが、売却後の使用料については、各事業者へ改めて確認が必要です。詳細は関西電力等へお問い合わせください。
なお、37番47(南側画地)の北東側にも電柱が確認されますが、当該電柱は本件土地の外側にあると推測されるものの、正確な土地境界が把握できないため詳細は不明です。
- 10 本件土地の南東側には隣接地の擁壁があり、高低差が約4mの崖地となっています。また、本件土地は山裾に位置しており、南東至近に急傾斜の斜面があることから、京都府建築基準法施行条例第6条(崖に近接する建築物)の規定により建築に制約を受ける可能性があります。詳しくは中丹東土木事務所建築住宅課(電話0773-42-8785)へお問い合わせください。
- 11 綾部市にて開発区域の面積が300㎡以上となる開発事業を行う場合、綾部市まちづくり条例により、その規模や目的に応じて届出や協議などの手続きが義務付けられています。現在、本件土地は共同住宅の敷地であり、戸建住宅の敷地への用途変更のみであれば開発行為には該当しない可能性があります。一方で、土地の区画形質の変更を伴う場合は開発行為に該当するものと考えられます。綾部市への届出・協議等が必要となった場合、原則として、住宅開発に接する道路は幅員6m以上が求められます。ただし、市が支障がないものと認めた場合に限り、幅員の緩和が認められています。しかしながら、対象地周辺には幅員の狭い道路が存在しており、この緩和措置の適用が受けられない可能性があります。その場合、現状を変更する開発行為は実施できないことも想定されます。詳しくは綾部市建設部都市建築課都市計画担当(電話: 0773-42-4285)へお問い合わせください。
- 12 37番51(北側画地)の北西側擁壁と隣接地との間に排水溝はなく、擁壁からの排水は隣接地に流出しています。
- 13 37番51(北側画地)の北東側擁壁の下部から、市道の地中に埋設された下水道本管へ排水するための管が、道路上に突出する形で設置されています。

- 14 本件土地は大部分が土砂災害警戒区域の指定を受け、南東側で隣接する擁壁から山裾の斜面にかけては土砂災害特別警戒区域の指定を受けており(区域番号:へ1056、区域名:上延G)、急傾斜地が崩壊することによる災害リスクが認められます。
- 15 本物件は山裾に位置しており、野生動物等による鳥獣害が生じる可能性があります。
- 16 上水道、下水道の利用にあたっては、工事及び加入金、負担金等の支払いが必要になる場合があります。詳しくは、前記の事業所等へお問い合わせください。
- 17 本件土地は、敷地内の構築物、残存物、雑草木等を含め、現状有姿で引き渡します。登記簿の面積と実測面積に違いが生じても、売買代金の精算は行いません。
- 18 本件土地は、土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査を行っていません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、京都府は責任を負いません。
- 19 上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者又は関係機関等と必要な協議はすべて買受人が行い、京都府は協議又は協議の結果について一切関与いたしません。

2 建物の概要	
家 屋 番 号	建物①…37番47 主である建物（南棟） 建物②…37番47 附属建物符号 1（北棟）
種 類	建物①…共同住宅（縦割り連棟 4 戸 1） 建物②…共同住宅（縦割り連棟 4 戸 1）
構 造	建物①…コンクリートブロック造陸屋根 2 階建 建物②…コンクリートブロック造陸屋根 2 階建
床 面 積	建物①… 1 階・2 階同型 各階96.33㎡、延192.66㎡ 建物②… 1 階・2 階同型 各階96.33㎡、延192.66㎡
建 築 時 期	建物①…昭和46年12月20日 建物②…昭和46年12月20日
備 考	
1 本件建物は、長期間にわたり空家の状態で放置されています。 2 本件建物は築後相当の年数を経過しており、物理的損傷や形式の旧式化が認められることから、すでに経済的耐用年数を満了しています。建物の外壁等には、一部にクラックやコンクリートの剥落などの損傷が見られます。 3 本件建物の居室の天井には、一部に雨漏りの跡が見られます。各建物の内装および設備は老朽化しており、汚損や破損箇所が多数確認されました。また、一部の居室内には残置物があります。なお、居室EおよびHについては開錠できなかったため、内部の状況は確認できていません。 4 本件建物については、耐震性等の性能診断は実施されていません。建物を使用する場合には、専門業者による補修や点検など、必要な措置を講じたうえで、安全性および使用方法を確認する必要があります。 5 本件建物には、内外装、塗装材、成形板等にアスベスト含有建築材料が使用されている可能性があります。専門業者による調査を実施していないため、実際に使用されているかどうかは確認できていません。 6 本件建物は、付帯設備、建物内にある残置物を含め、現状有姿で引き渡します。また、上記面積と実測面積に違いが生じて、売買代金の精算は行いません。	

位置図

地理院タイルに現地、目標物等を追記して掲載



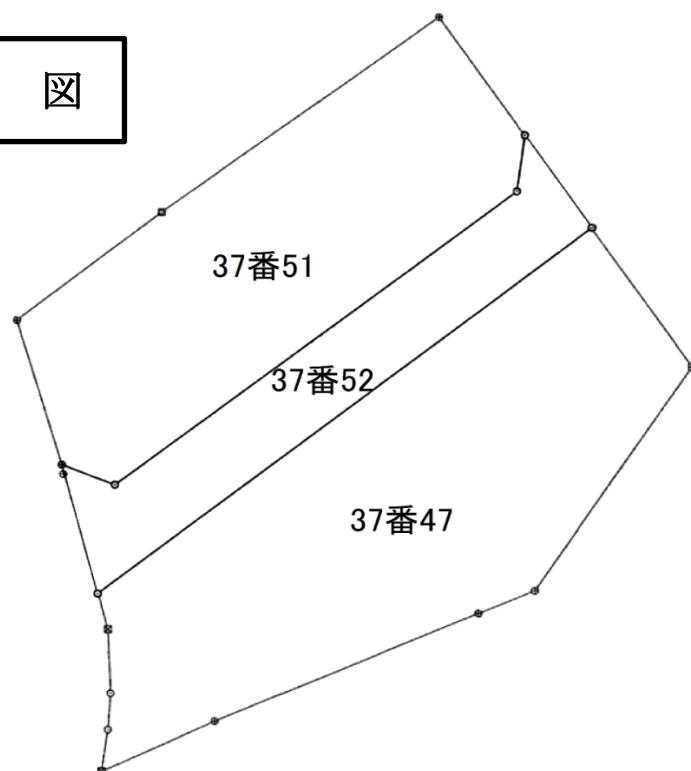
●広域図



●付近案内図



明 細 図



(当図は、空撮画像に、地積測量図を重ねたものであり、その位置及び縮尺については若干のズレが生じている可能性があります。)

建物の外観

主である建物(南棟) 西側より撮影



附属建物符号1(北棟) 西側より撮影



物件の外観

(西側より撮影)



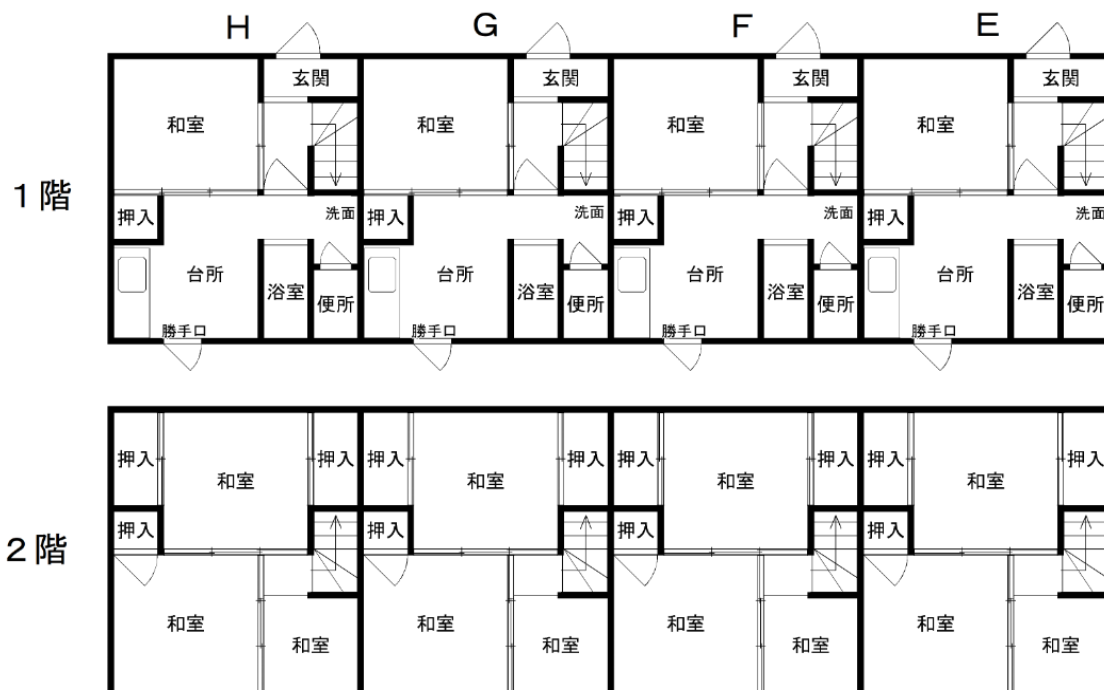
(東側より撮影)



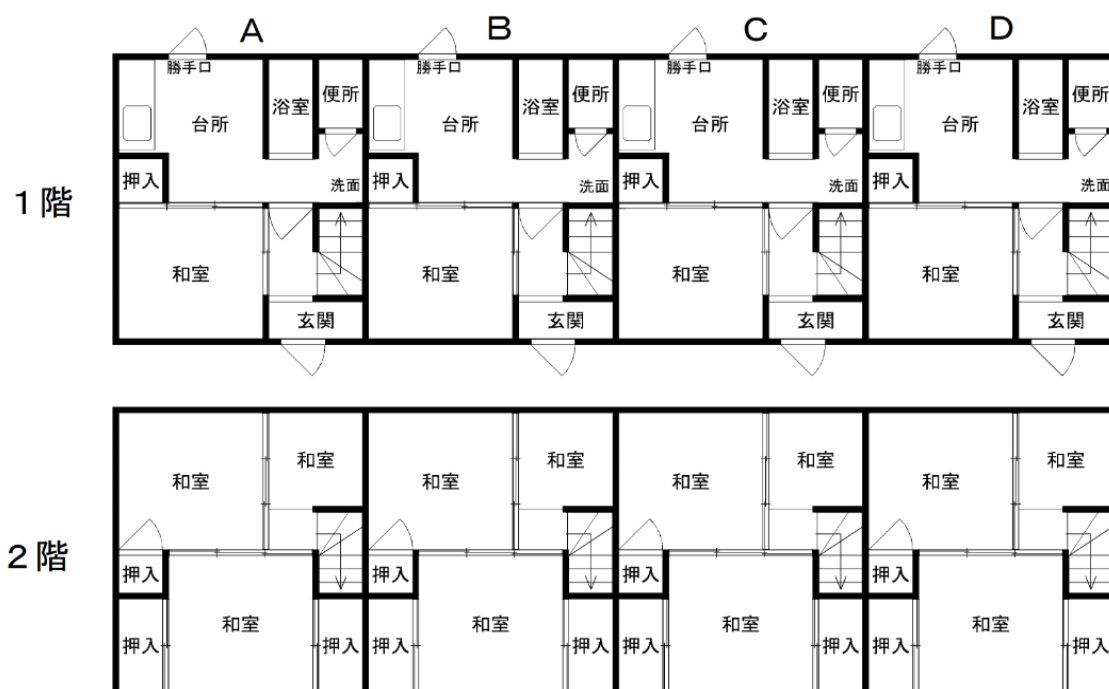
間 取 図



主である建物（南棟）



附属建物符号 1（北棟）



< 様 式 >

令和 7 年度 一般競争入札申込書（参加証）

京 都 府 知 事 様

申 込 者 住 所（〒 ）
（ 所 在 地 ）

ふ り が な
氏 名

（法人名及び代表者名）
電話番号

□

（印鑑証明印）

【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所（〒 ）

ふ り が な
氏 名

□

（印鑑証明印）

共 有 者 住 所（〒 ）

ふ り が な
氏 名

□

（印鑑証明印）

次の府有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入札日時	
		入札実施日	入札開始時刻
1	京都市左京区大原大長瀬町 183 番 1	令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）	午前 1 1 時
2	綾部市上延町蛭子 37 番 47、37 番 51、37 番 52		

< 添付書類 > ・住民票の写し（本人分のみ。発行日から 3 ヶ月以内のもの。本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要）
ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から 3 ヶ月以内のもの）、
役員等一覧表〔別紙様式〕
・誓約書〔別紙様式〕
・府税納税証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
・印鑑登録証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、4 6 0 円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

役員等一覧表

照会番号

法 人 名			
代 表 者			
所 在 地			
役職名	氏 名	性別	生年月日
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1)「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員
- (2)上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3)上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

〔別紙様式〕

誓 約 書

私は、京都府が実施する令和7年度 府有地売払い一般競争入札の申込みに
当たり、次の事項を誓約します。

- 1 令和7年度府有財産売払入札要綱第3に記載する事項に該当いたしません。
- 2 入札に際し、令和7年度 府有財産売払入札要綱、物件調書、府有財産売買契約書、入札物件の法令上の規制等、すべて承知の上で参加いたします。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

□
(印鑑証明印)

【 共有名義の場合 】

共有者の氏名
法 人 名
代表者名

□
(印鑑証明印)

共有者の氏名
法 人 名
代表者名

□
(印鑑証明印)

委 任 状

年 月 日

私は、令和7年度 府有地売払い一般競争入札に参加するに当たり、下記の
とおり、代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

府有地（物件番号 ）売払いの一般競争入札に関する一切の権限

2 代理人

住 所

氏 名

代 理 人 使 用 印

入札申込者

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

□
(印鑑証明印)

(注) 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。
代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

京都府総務部府有資産活用課 宛

メールアドレス：huyushisan@pref.kyoto.lg.jp

FAX番号：０７５－４１４－５３９９

現地説明会参加申込書
＜令和7年度府有地売払い＞

提出者	企業・団体等名：	
	担当者氏名：	
	電子メール：	
	電話番号：	

＜説明会に参加する物件＞

No.	物件番号及び所在地
	物件番号（丸数字）住所 の形で記載 例）①京都市左京区大原大長瀬町183番1
1	
2	

- ・必要事項を記入し、**令和7年10月2日（木）午後5時**までに上記の宛先までメールまたはFAXで送付ください。
- ・上記期限までにお申し込みがない物件については、説明会を実施致しませんのでご注意ください。

《記入例：本人が入札する場合》 ※入札書は、入札当日にお渡しします。

入札書

金額	億 万 ¥ 1 2 3 4 5 6 7 8									
物件番号地 所在地	● 京都市〇〇区〇〇町〇〇番〇									
令和7年度 府有財産売払入札要綱等を承諾の上、上記のとおり入札します。 令和7年11月26日										
入札者 住所 京都市〇〇区△△町1-2-3 氏名 京 都 太 郎 (法人名) (代表者名) 印 (印鑑証明印) 代理人 住所 氏名 印 (代理人使用印)										
京都府知事様										

《記入例：代理人が入札する場合》 ※入札書は、入札当日にお渡しします。

入札書

金額	億 万 ¥ 1 2 3 4 5 6 7 8									
物件番号地 所在地	● 京都市〇〇区〇〇町〇〇番〇									
令和7年度 府有財産売払入札要綱等を承諾の上、上記のとおり入札します。 令和7年11月26日										
入札者 住所 京都市〇〇区△△町1-2-3 氏名 京 都 太 郎 (法人名) (代表者名) 印 (印鑑証明印) 代理人 住所 京都市〇〇区△△町1-2-3 氏名 烏 丸 次 郎 (代表者名) 印 (代理人使用印)										
京都府知事様										

お 問 い 合 わ せ 先 ・ 受 付

京都府総務部府有資産活用課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第2号館6階

電 話 075-414-5434

FAX 075-414-5399

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時)



※ 府庁までの交通機関

- 地下鉄

京都駅から市営地下鉄烏丸線「丸太町」下車、または二条駅から市営地下鉄東西線乗車、「烏丸御池」で烏丸線に乗換え、「丸太町」下車、徒歩10分

- 市バス

三条京阪から10系統、京阪神宮丸太町から93系統、202系統、204系統、「文化庁前・府庁前」下車徒歩5分